

石川県弓道連盟規約

(名 称)

第1条 本連盟は、石川県弓道連盟と称する。

(組 織)

第2条 本連盟は、石川県内における弓道団体をもって組織し、その会員の登録者を本会員とする。

(事務所)

第3条 本連盟の事務所は金沢市内に置く。

(目 的)

第4条 本連盟は、石川県内における弓道団体が連携し、弓道の普及振興を図り、会員相互の親睦を推進し、もって県民の体位向上、人格情操の修養に資するとともに社会文化の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 財団法人石川県体育協会及び財団法人全日本弓道連盟への加盟。
- (2) 石川県内における弓道の普及振興のための施設の拡充等に関する一般施策の樹立。
- (3) 学校弓道の振興に関する事項。
- (4) 各種講習会、競技会の開催及び後援。
- (5) 弓道段級審査会の開催。
- (6) 北信越地区連盟相互間の連絡及び競技会の開催。
- (7) 全日本弓道連盟の諸行事への参加。
- (8) その他本連盟の目的達成に必要な事項。

(役 員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 4名
- (3) 理 事 長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 会 計 1名
- (7) 事務局長 1名
- (8) 監 事 2名
- (9) 理 事 加盟団体会員数の10%以内の員数

(役員を選出と任務)

(会 長)

第7条 会長は、理事会において、推挙する。

2. 会長は、本連盟を統理する。

(副会長)

第8条 副会長は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときは、その職務を代行する。

(理事長)

第9条 理事長は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

2. 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議にもとづき、本連盟の業務を掌理する。
3. 理事長は、常任理事会の議長となる。

(副理事長)

第10条 副理事長は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

(常任理事)

第11条 常任理事は、別に定める地区（ブロック）毎に選出された者及び理事長が推薦し会長が承認した者とする。

2. 常任理事は、常任理事会を組織して、理事会の決議にもとづき本連盟の業務を処理する。

(会計)

第12条 会計は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

2. 会計は、本連盟の会計を掌理する。
3. 会計は、常任理事会に参画する。

(事務局長)

第13条 事務局長は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

2. 事務局長は、文書の受発、整理及び文書立案等の事務処理を行う。
3. 事務局長は、常任理事会に参画する。

(監事)

第14条 監事は、理事会において選出し会長が委嘱する。

2. 監事は、会計及び業務を監査し、常任理事会及び理事会に報告するものとする。
3. 監事は、常任理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事)

第15条 理事は、加盟団体登録者10名毎に1名を選出する。

2. 理事は、常任理事を兼ねることはできない、理事が常任理事に就任したときは、その加盟団体は、別に理事を選出するものとする。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまではその任に当たる。

(名誉会長・顧問・相談役・参与)

第17条 本連盟には、名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2. 名誉会長は、本連盟の会長であった者で、常任理事会及び理事会において推薦し、会長が委嘱する。
3. 顧問は、本連盟に功労のあった者のうちから常任理事会及び理事会において推薦し、会長が委嘱する。
4. 相談役は、本連盟に理解と協力があり、事業を援助する者のうちから常任理事会及び理事会において推薦し会長が委嘱する。
相談役は、会長、理事長の諮問に応じる。
5. 参与は、役員以外の称号受有者とする。
参与は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第18条 本連盟の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

(総会)

第19条 総会は、年1回（2月）会長が召集し、次の事項を審議する。

- (1) 役員承認
- (2) 事業及び決算報告
- (3) 事業及び予算報告
- (4) その他必要事項

(理事会)

第20条 理事会は、毎年2月に会長が召集する。

2. 会長は、必要に応じ臨時理事会を召集することができる。

3. 理事会は、理事の3分の2以上(委任状を含む。)の出席をもって成立し、議事は、出席理事の2分の1以上の同意をもって決定する。可否同数のときは、議長の決定するところによる。

4. 理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員等の推薦及び選出に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 加盟団体に関すること。
- (5) 本規約の改廃に関すること。
- (6) その他議決を要する事項。

(常任理事会)

第21条 常任理事会は、必要に応じ随時会長が召集する。

2. 常任理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 理事会に提出する事項。
- (2) 理事会で委託を受けた事項。
- (3) 事業執行に必要な事項。
- (4) 専門部会規程の改廃に関すること。
- (5) 専門部員の選出に関すること。
- (6) 個人及び団体の表彰の決定。
- (7) その他議決を要する事項。

(専門部会)

第22条 本連盟に、専門部会をおく。

2. 専門部会の組織及びその規程は、別に定める。

(加盟団体)

第23条 本連盟に、加盟しようとする団体(10名以上の構成)は、申込書(団体名、役員名及び会員名を記載)に規約等を添付し、加盟金(10,000円)を添えて会長あてに提出し、認許をうけるものとする。

(経費)

第24条 本連盟の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会員登録料及び審査料(登録料を含む)
- (2) 加盟金
- (3) 称号受有者賛助費
- (4) 寄付金
- (5) 事業に伴う収入

(会計)

第25条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日から始まり、12月31日に終る。

(規約の改廃)

第26条 本規約の改廃は、理事会の議決による。

(附則)

第27条 本規約は、昭和62年2月8日から実施する。
平成5年2月7日 一部改正。

別記

常任理事選出ブロック表

1. 加賀市	江沼郡
2. 小松市	能美郡
3. 松任市	石川郡
4. 金沢市	
5. 河北郡	
6. 羽咋市	羽咋郡
7. 七尾市	鹿島郡 鳳至郡
8. 高体連	